

PayPay 商品券

1 選定後の流れ(準備)

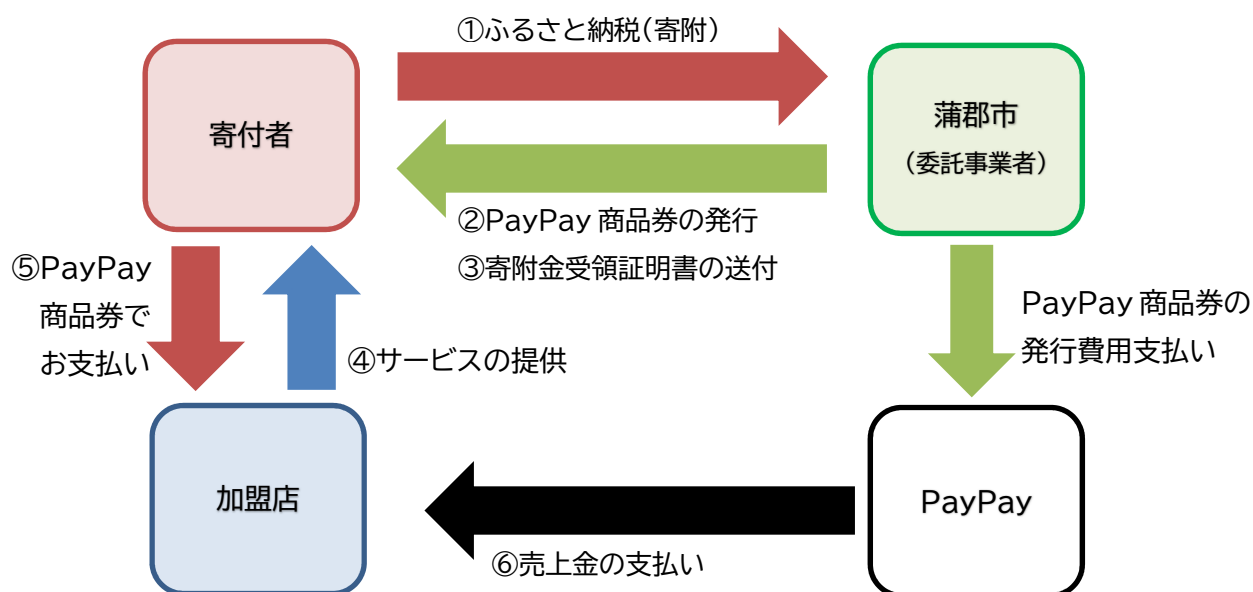
- ① 市からさとふるへ加盟店登録を行います。
- ② さとふるから販促物(ステッカー、ポスター等)、加盟店向け「PayPay 商品券ガイド」が届きます。内容をご確認いただき、販促物等は、できる限り掲示をお願いいたします。

※PayPay 商品券ガイドには、以下の内容が掲載

- ・PayPay 商品券について
- ・ユーザーのご利用の流れ
- ・店舗の決済処理の流れ
- ・注意事項
- ・よくある質問(地場産品について、問合せ窓口など)

2 事業の流れ

寄附者が市に対して寄附の申し出を行ってから市が加盟店に対し費用をお支払いするまでの流れは次のとおりです。



- ① 寄附者がふるさと納税ポータルサイト「さとふる」を通し本市 PayPay 商品券へ寄附申込
- ② 決済完了後、すぐに本市から寄附者へ PayPay 商品券を発行
- ③ 本市から寄附者に対し寄附金受領証明書等を送付
- ④ 寄附者が市内加盟店でのサービスの提供を受ける。
- ⑤ 寄附者が加盟店に対価の支払(決済)として PayPay 商品券を使用
- ⑥ PayPay 商品券利用分を含んだ売上金が PayPay(株)と店舗で契約している PayPay 加盟店規約に基づいて PayPay(株)から支払い

4 留意事項

- (1) 加盟店側では利用者(寄付者)が PayPay 商品券を使って支払いしているかどうか判別できません。このため、募集要項でも示したとおり、同一店舗内で地場産品と対象外の商品を販売・提供しないこととするか、地場産品のみを取扱う決済窓口を用意するなど明確に区分して運用してください。
- (2) PayPay(株)と契約して間もない店舗の場合、さとふるから提供されるリストに掲載されるまで数か月かかる場合があります。その際、PayPay 商品券の利用可能となるまでに相当のお時間をいただく場合がございます。ご了承ください。

5 その他

(1) PayPay 商品券の発行について

ア 種類(1ポイント=1円、寄附金額の3割以内)

寄附額(円)	PayPay 商品券
5,000	1,500
10,000	3,000
100,000	30,000

イ 有効期間 発行日から2年間(令和5年10月9日以前の寄附は180日間)

(2) 市委託事業者

株式会社さとふる

〒104-0031 東京都中央区京橋二丁目2番1号

電話 03-6895-1883